

濟生会西条病院 無料低額診療事業のご案内

無料低額診療事業とは？

経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会が制限されないよう、無料または低額な料金で診療を行なう事業です。当院では、社会福祉法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業として、無料低額診療事業を実施しています。

利用できる条件は？

※具体的なケースはご相談ください

低所得等
経済的理由により
診療費の支払いが
困難な方

ホームレス
DV 被害者
災害被災者
など

市民税非課税世帯
国保税軽減世帯
など

その他の
生計困難な方

対象となる医療費は？

当院での診療費に限ります。当院薬局での薬剤費や入院時の食事療養費、室料差額料等も対象となります。

利用手続きは？

医療ソーシャルワーカーが事情をお聞きし、無料低額診療の利用が可能と判断される場合には、所定の手続きを経て、院内での承認を得たうえで適用されることとなります。

制度利用申請に必要な書類は？

利用者の
健康保険証

無料低額診療
申請書

無料低額診療
同意書

収入状況が確認
できる書類
(所得証明書等)

<その他>
必要に応じて
提出する書類
があります



医療費の支払いに困っている人

まずはお気軽に
ご相談ください



社会福祉法人 恩賜財団 濟生会西条病院

社会福祉課

医療ソーシャルワーカー

TEL 0897 (55) 5392 (直通)

※ お問い合わせは外来診療時間内をお願いします。

老人保健施設いしづち苑でも無料低額での利用事業を行っています。
施設の支援相談員にご相談ください。 TEL 0897 (53) 1155